



集団保育における感染症対策研修会



集団保育施設等での濃厚接触者特定 に係る調査等について



置賜総合支庁（置賜保健所）
子ども家庭支援課 保健支援担当

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(感染症法)(感染症の発生状況、動向及び原因の調査)

第十五条

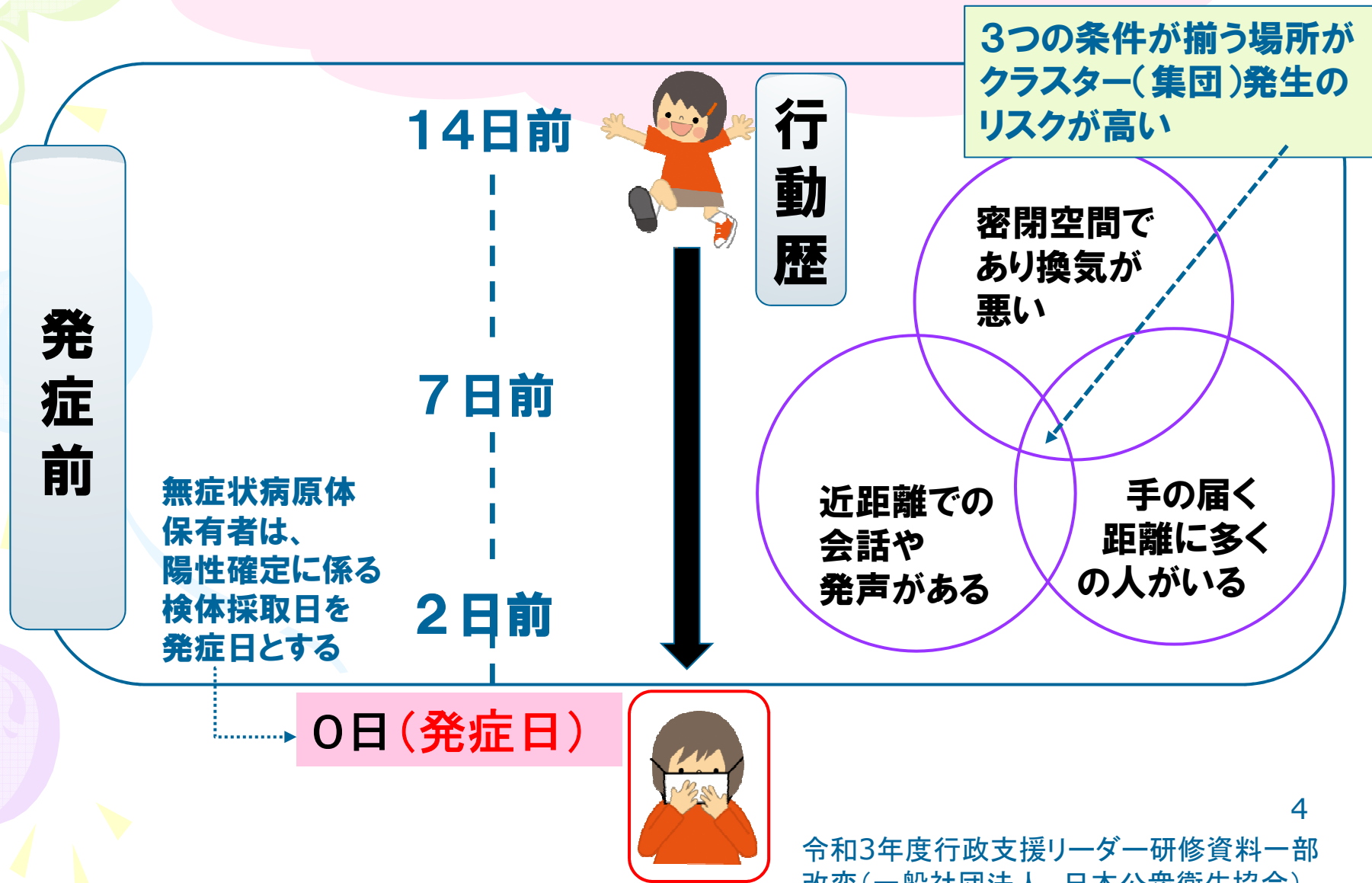
都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認める時は、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は**必要な調査**をさせることができる。



積極的疫学調査の目的

- ①患者本人の情報を収集し、整理
- ②感染源・感染経路を推定してクラスターを未然に防ぐ
- ③次の感染源となる濃厚接触者を特定

行動歴調査について



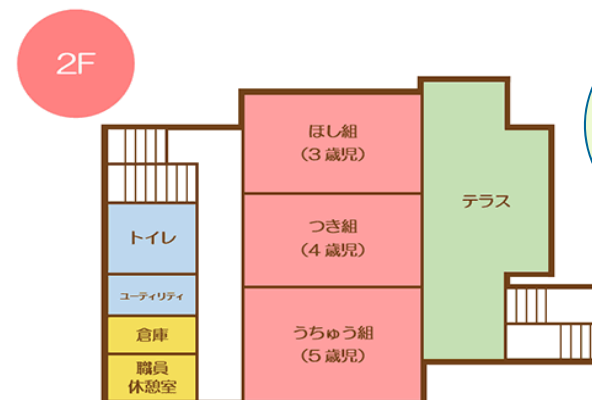
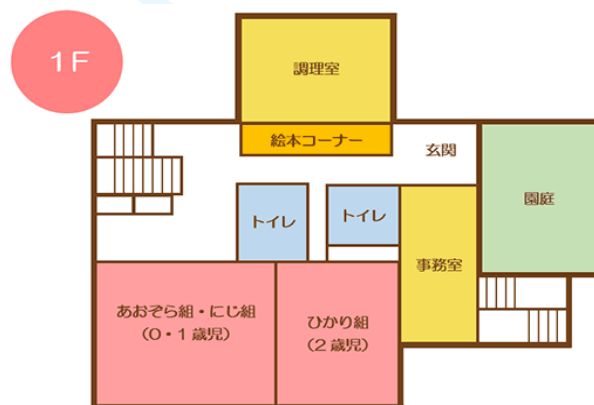
ご準備いただきたいもの ①

■ 施設の概要

クラス毎の人数(子どもの数)、職員数(職種毎)、
陽性者が在籍するクラスの座席図

■ 施設全体の見取り図

更衣室、休憩室等の共用部分を確認できるもの
窓など換気状況がわかるもの 等



窓の位置等
換気状況も
確認します

ご準備いただきたいもの ②

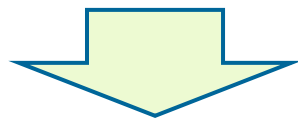
- 子ども及び職員の出席簿、健康観察簿
 - 欠席理由や発熱・咳等の症状を記載
 - 陽性者の発症前2週間分
 - 通常の出欠状況との違いがあれば、追加資料を準備

必要に
応じて

感染リスクが高い機会の有無・状況がわかる資料
(送迎バス・早朝・延長保育利用児名簿、誕生会・
地域交流イベントの開催状況等)

困ったこと…

- ・ 出席簿と健康観察簿の保管が別々
- ・ 健康観察簿が施設にない（連絡帳に個々に記載）
- ・ 具体的な欠席理由が不明（例：具合悪い）



- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する有症状者の状況を、クラス単位や時系列で確認することが困難

濃厚接触者とは

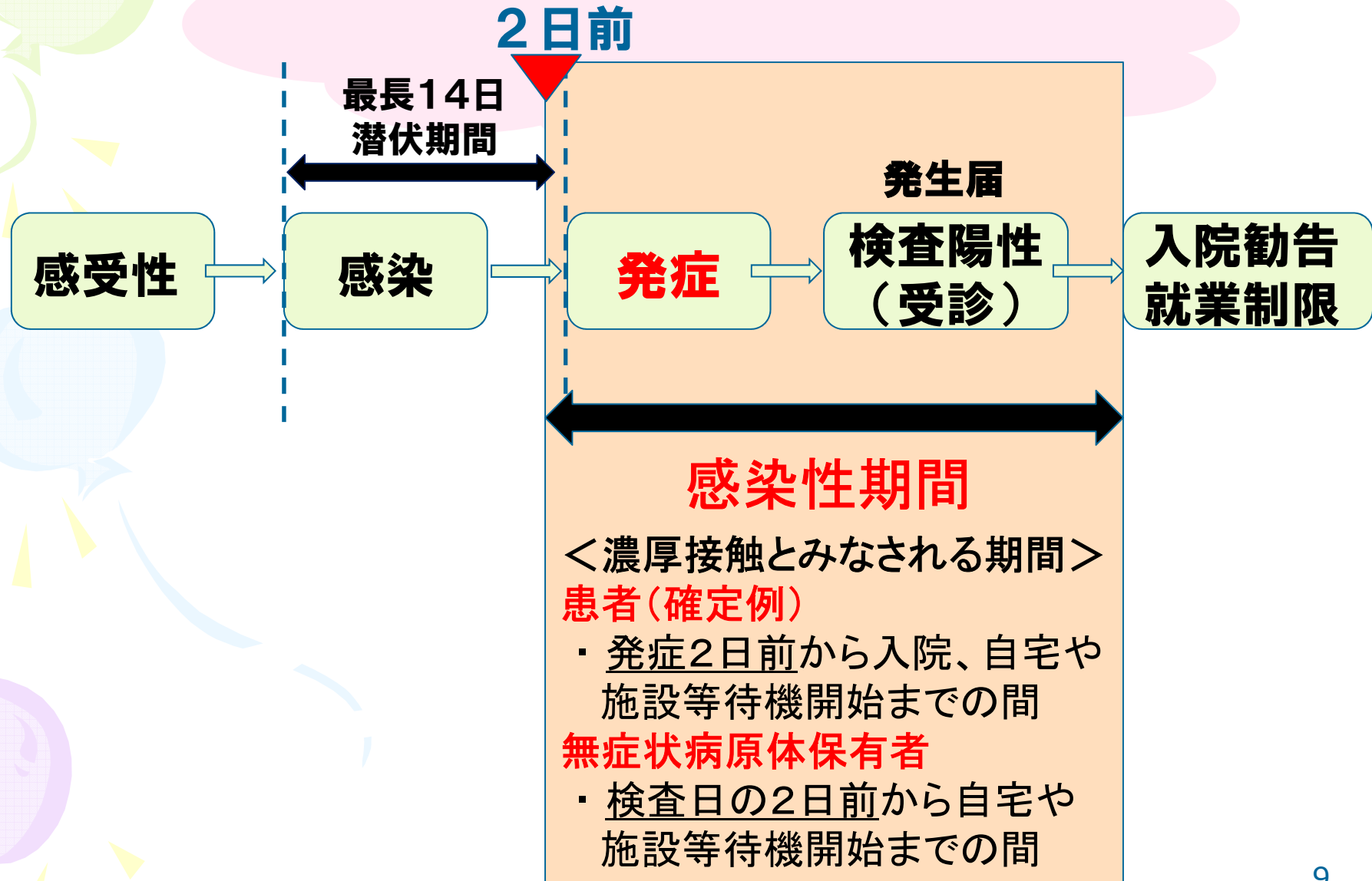
患者の感染可能期間に接触した者のうち、次に該当する者

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
- 患者と、マスクなし等、必要な感染予防策なしで、会話や発声のやりとり等1m程度以内の距離（目安）で15分以上接触があった方

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」 国立感染症研究所感染症疫学センター

この定義をもとに、保健所が、陽性者の行動や周辺環境、接触の状況等により総合的に判断します

感染性期間と濃厚接触者の判断



ご準備いただきたいもの ③

■ 行動・接触者等のリスト表 〈子ども用、職員用共通〉

- 新型コロナウイルス陽性者と発症する2日前（又は無症状の場合はPCR検査日の2日前）から最終出席日（又は最終出勤日）までの間に接触があった方を記載
- 症状の有無は、記載時にわかる範囲で

ご準備いただきたいもの ④

■ 行動・接触者等のリスト表

＜職員用＞

- 食事や喫煙などマスクを外す機会については、特に注意
- 換気が悪く狭い空間、休憩室等共用された空間の換気状況も考慮するので、リストへ記載
- ワクチン接種状況は、2回目の接種日を記載

困ったこと…

- ・ 施設側の窓口(担当者)が一人の場合、負担が大きい
- ・ 担当者が、子どもや職員の詳細な情報(保育状況や保育環境)を全て把握しているとは限らない



- ・ リスト作成に時間がかかり、濃厚接触者の特定や保護者への連絡が夜間になってしまった



保健所からのお願い

- ◆ 濃厚接触者以外でも、念のためにPCR検査をする場合もある
- ◆ 検査結果判明までの間、施設を閉鎖（または一部閉鎖）していただくことがある

濃厚接触者と特定されたら

- ◆ 濃厚接触者と保健所が特定した方については、検査結果が陰性でも陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間自宅待機と健康観察を実施
- ◆ 健康観察期間中、発熱等体調不良が生じた時は、速やかに保健所へ連絡

終わりに

- ◆ “もしも”の時に備えた事前準備が、何より重要です
- ◆ この機会に、職場（子どもの居場所）の感染拡大防止対策の再確認をお願いいたします

